

【フィリピン】ココナッツ農家・産業信託基金法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2021年2月26日、ココナッツ農家に対する支援及び産業振興を目的に、「ココナッツ農家・産業信託基金法」が成立した。この法律の下で、50年間の信託基金の維持が義務付けられる。

1 背景・経緯

フィリピンは、ココナッツ製品の世界第2位の生産国（世界第1位はインドネシア）であり、世界第1位の製品輸出国である。その一方で、ココナッツの作付面積は年々減少しており、ココナッツの収穫量も減少している¹。このような状況を受けて、零細ココナッツ農家への支援及びココナッツ産業の振興を目的として、ココナッツ農家・産業信託基金を設立するための法案（S.B.1396）が、2020年3月4日、フィリピン議会上院に提出され、同年10月5日に可決された。同法案は、翌6日に下院へ送付され、同年12月16日、下院法案（H.B.8136）に修正を加えた法案として承認された²。2021年1月29日、統合された法案は、大統領府に送付され、同年2月26日のロドリゴ・ロア・ドゥテルテ（Rodrigo Roa Duterte）大統領の署名を経て、「ココナッツ農家・産業信託基金法」³が成立した（同日公布、同年3月13日施行）。

2 ココナッツ農家・産業信託基金法の構成と概要

(1) 章構成

この法律は、第1条：略称、第2条：政策の宣言、第1章：用語の定義（第3条）、第2章：ココナッツ農家・産業発展計画（第4条）、第3章：フィリピン・ココナッツ庁（第5条）、第4章：ココナッツ信託資産・基金の再譲渡（第6条）、第5章：ココナッツ農家・産業信託基金（第7条～第12条）、第6章：ココナッツ信託資産（非現金）の処分（第13条～第16条）、第7章：末尾規定（第17条～第21条）の全7章21か条から成る。

(2) 用語の定義（第1章）

ココナッツ農家とは、5ヘクタール以下の農地を有し、ココナッツ農園を経営し、又は管理している者を指す。また、ココナッツ信託資産・基金とは、ココナッツ製品の販売に基づいて課される税金等で構成された基金及び基金を通じて取得されたあらゆる資産を指す（第3条）。

(3) ココナッツ農家・産業発展計画の立案（第2章）

ココナッツ農家・産業発展計画（以下「発展計画」）は、大統領の承認の下、フィリピン・ココナッツ庁（Philippine Coconuts Authority: PCA）⁴が立案し、50年間のココナッツ産業の発展・復興のための指針及び政策を示すものとする。PCAは、発展計画策定に当たり、①ココナッツ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年4月6日である。

¹ “RA 11524: A gamechanger that will modernize, industrialize Phl coconut sector,” Feb. 27, 2021. Department of Agriculture website <<https://www.da.gov.ph/ra-11524-a-gamechanger-that-will-modernize-industrialize-phl-coconut-sector/>>

² フィリピンの立法手続においては、議会の上下両院の各院に法案提出権があり、先議の院の最終読会で可決された法案が他方の院に送付され、審議される。上下両院の法案の調整のために両院協議会（Bicameral Conference Committees）が開催される場合もある。

³ Coconut Farmers and Industry Trust Fund Act (R.A. 11524). <<https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/02feb/20210226-RA-11524-RRD.pdf>>

⁴ 大統領令第1468号の下で設立された独立行政機関。Revised Coconut Industry Code (Presidential Decree No. 1468). <<https://www.officialgazette.gov.ph/1978/06/11/presidential-decree-no-1468-s-1978/>>

農家の生産性・収入の向上、②ココナツ産業の復興・現代化等を盛り込まなければならない。発展計画には、(a)ココナツ農家の収入増につながる製品生産を行う地域密着型企業の育成、(b)ココナツ農家、農園労働者及びその家族に直接的利益をもたらすための社会的な保護、(c)ココナツ農家の組織化及び発展等を目的とする国家プログラム等が含まれる（第4条）。

(4) フィリピン・ココナツ庁（第3章）

発展計画の策定及び実施において、ココナツ農家の参画を保証するために、次のとおり PCA 委員会（PCA Board）を組織することで PCA を再構成し、強化する。PCA 委員会は、農業大臣が議長を、財務大臣が副議長を務め、他に予算行政管理大臣、科学技術大臣、貿易工業大臣、PCA 長官及びココナツ農業セクターを代表するルソン、ビサヤ、ミンダナオ出身の3人の農園経営者で構成される（第5条）。

(5) ココナツ信託資産・基金の再譲渡（第4章）

この法律の施行後1年以内に、最高裁判所によって政府に属すると最終的に判断されたココナツ信託資産・基金を所有する、財務局（Bureau of Treasury）以外の政府機関及び同資産・基金の管理等を行う者は、①資産の所有権をフィリピンに戻し、②全ての資産の所有証明書を安全に保管するために財務局に送付し、③ココナツ信託資産（現金）をココナツ農家・産業信託基金に譲渡しなければならない（第6条）。

(6) ココナツ農家・産業信託基金（第5章）

ココナツ農家・産業信託基金（以下「信託基金」）は、この法律で規定された方法で、出資され、管理され、投資され、利用され、及び会計処理される。また、PCAにより策定された発展計画の下、50年間の信託基金の維持が義務付けられる（第7条）。

信託基金は、一般歳出法により規定される財源の他に、信託基金の財源から発展計画に関するプロジェクトを推進するために拠出される。また、財務局は、信託基金に対し、法律制定後、1、2年目にそれぞれ100億フィリピンペソ⁵（以下「ペソ」）、3、4年目にそれぞれ150億ペソ、5年目に250億ペソを移転する（第8条）。

信託基金の利用は、発展計画に従って行われる。ただし、発展計画を実施するために、信託基金から資金提供が許可され、年次監査を受けるプログラム及びプロジェクトは、初期割当ての50億ペソの財源から資金を利用することができる。発展計画の策定のためには、PCAから500万ペソが拠出される（第9条）。

また、信託基金管理協議会（Trust Fund Management Committee）が設立され、財務省（Department of Finance）、司法省等から権限を付与された代表者で構成される。この協議会は、①投資の優先順位の設定、②資金配分・評価、③指針の策定、④財務要件の承認等を行う（第10条）。

財務省は、信託基金の管理機関として、①信託基金管理協議会が指定した投資戦略の実施、②信託基金の資産管理に責任を負う（第11条）。また、財務局は、信託基金の受託機関として、(a)現在及び将来の全ての収入、支払等の処理、(b)信託基金が所有する資産の譲渡及び引渡し、(c)発展計画の実施に伴う政府機関への財源の配分等を行う（第12条）。

(7) ココナツ信託資産（非現金）の処分（第6章）

信託基金管理協議会が政府所有及び管理企業に割り当てたココナツ信託資産（非現金）は、この法律の施行から5年以内に非国有化され、又は処分されるものとする（第13条）。

⁵ 1フィリピンペソは約2.2円（令和3年4月分報告省令レート）。